

神奈川県立藤野芸術の家  
指定管理者外部評価委員会  
審査報告書

平成22年 7 月

## 1 審査報告書作成の経緯

神奈川県立藤野芸術の家の指定管理者の選定にあたり、神奈川県立藤野芸術の家指定管理者外部評価委員会（以下「委員会」という。）は、応募団体から提出された申請書の書面審査、プレゼンテーション、質疑による審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

## 2 委員会委員

委員名	職業等	分野
逢坂伸一	東海大学課程資格教育センター教育学研究室教授	学識経験者
(座長) 藏本隆	公認会計士・税理士	経理識見者
小林真理	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	学識経験者
秦理絵子	(学)シュタイナー学園校長	施設利用者
宮崎純	東京YMCAオリーブ保育園事務長 (元 高尾の森わくわくビレッジ館長)	事業精通者

## 3 選定の経過

平成22年4月5日	募集要項配布
平成22年4月5日	質問の受付
平成22年4月26日	現地説明会 参加団体 7 団体
平成22年6月7日	募集受付終了 応募団体 2 団体
平成22年7月9日	委員会開催（施設視察、面接審査、協議・評価を実施）

## 4 審査基準

選定基準		審査項目	審査の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	審査の対象とする申請書類の該当箇所
(大項目)	(小項目)					
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方	指定管理者としての基本姿勢	施設の設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方の理解 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況	5	条例第5条第1号、第3号及び第7号 規則第3条第2号及び第3号	(様式2) 1(1) (様式3)
	適切な管理運営	施設及び設備の維持管理に関する業務	施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保守警備等の維持管理業務についての取組状況	5	条例第5条第1号、第7号 規則第3条	(様式2) 2(1)

		利用承認及び利用料金等に関する業務	条例に基づく適切な利用料金の設定（宿泊室等の利用料金の上限額の見直しに伴う適切な料金体系の設定等） 施設の運営方針を踏まえた利用承認等の業務についての取組状況	5	第2号及び第3号	(様式2) 2(2)
		事業実施に関する業務	施設の運営方針を踏まえ、その特性をより効果的に生かした事業実施の状況	20		(様式2) 2(3)
	利用者への対応	サービス向上及び利用促進のための取組	利用者サービスの向上に向けた窓口対応等の利用者対応方針などの状況	5	条例第5条第7号 規則第3条第2号及び第3号	(様式2) 3(1)
			利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況 苦情処理やトラブルへの対応状況 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況			
	安全管理	日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況	5	条例第5条第3号	(様式2) 4(1) (2)
緊急時の対応		事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況				
その他	地域との連携	施設の特性を踏まえた地域の芸術家、関係団体、住民、自治体、ボランティア団体等との連携・協力等の状況	5	条例第5条第7号 規則第3条第3号	(様式2) 5(1)	
管理経費の節減等	適切な積算	事業計画等との関係	10	条例第5条第5号	(様式2) 1(1) (2) (様式3)	
	節減努力	提案額	20		(様式2) 1(1) (2)	
団体の業務遂行能力	人的な能力	執行体制 委託業務の チェック体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	条例第5条第4号 規則第3条第1号	(様式2) 1(1) (様式3)
		人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況			(様式2) 1(2)

	財政的な能力	財務状況	施設の運営を安定確実に行える経営規模の状況 指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質の状況	5	条例第5条第5号	定款、寄附行為、規約、事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算諸表
	法令等を遵守する能力	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況 法令遵守の徹底に向けた取組の状況	5	条例第5条第3号	(様式2) 2(1) (2) (3) 諸規程類
		個人情報保護の考え方	個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況			
		その他	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
その他	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第5条第4号	(様式2) 3(1)	

## 5 審査の実施方法

### (1) 委員会の運営

会議は公開で実施した。ただし、審査の公平性の観点から、面接審査の順番による有利不利を排除するため、申請団体の説明者には、他団体の面接審査の傍聴は認めないこととした。また、会議記録については、発言者名は明示せず、発言内容は要約して公表することとした。

### (2) 委員会の実施状況

ア 日時 平成22年7月9日(金)10時55分～14時30分

イ 場所 神奈川県立藤野芸術の家 会議室

ウ 出席委員 5人

エ 内容

#### (ア) 面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

申請者による申請書類に基づく20分間のプレゼンテーションの後、委員から質疑を行った。

#### (イ) 協議・評価

申請書類審査及び面接審査を踏まえ、申請団体ごとに、審査基準に基づき委員会としての評価点を決定し、優秀提案者の決定を行った。

## 6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者と決定した。

一般社団法人かながわ青少年協会

## 7 審査得点

(一般社団法人かながわ青少年協会)

選定基準		配点	審査項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会としての評価
(大項目)	(小項目)								
サービスの向上	指定管理業務実施に当たっての考え方	5	指定管理者としての基本姿勢	3	4	5	4	5	4
	適切な管理運営	5	施設及び設備の維持管理に関する業務	3	4	4	4	5	4
		5	利用承認及び利用料金等に関する業務	3	4	5	4	4	4
		20	事業実施に関する業務	12	12	12	16	20	16
	利用者への対応	5	サービス向上及び利用促進のための取組	3	3	4	4	4	4
	安全管理	5	日常時の安全管理	5	3	5	3	4	4
			緊急時の対応						
	その他	5	地域との連携	2	3	3	3	5	3
管理経費の節減等	適切な積算	10	事業計画等との関係	10	10	10	10	10	10
	節減努力	20	提案額	20	20	20	20	20	20
団体の業務遂行能力	人的な能力	5	執行体制	2	4	2	4	4	3
			委託業務のチェック体制 人材育成等						
	財政的な能力	5	財務状況	2	3	1	3	4	3
	法令等を遵守する能力	5	諸規程の整備	4	4	5	4	5	4
			個人情報保護の考え方 その他						
その他	5	これまでの実績	3	4	1	4	5	3	
合 計									82

(芸術の家活性化プロジェクト)

選定基準		配点	審査項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会としての評価
(大項目)	(小項目)								
サービスの向上	指定管理業務実施に当たっての考え方	5	指定管理者としての基本姿勢	5	3	5	4	3	4
	適切な管理運営	5	施設及び設備の維持管理に関する業務	5	5	4	4	4	4
		5	利用承認及び利用料金等に関する業務	5	3	5	3	3	4
		20	事業実施に関する業務	20	16	16	16	12	16
	利用者への対応	5	サービス向上及び利用促進のための取組	5	4	5	4	4	4
	安全管理	5	日常時の安全管理	4	3	5	4	4	4
			緊急時の対応						
その他	5	地域との連携	5	3	4	3	3	4	
管理経費の節減等	適切な積算	10	事業計画等との関係	10	10	10	10	10	10
	節減努力	20	提案額	8	8	8	8	8	8
団体の業務遂行能力	人的な能力	5	執行体制 委託業務のチェック体制	3	4	5	3	4	4
			人材育成等						
	財政的な能力	5	財務状況	4	3	5	4	3	4
	法令等を遵守する能力	5	諸規程の整備	4	4	5	4	4	4
			個人情報保護の考え方						
その他	5	その他の	4	3	5	3	3	4	
合 計									74

8 提案の概要及び審査講評

団体名 (受付順)	提案の概要及び審査講評	
一般社団法人 かながわ 青少年協会	提案の概要	<p>(利用者サービスの向上について)</p> <p>指定管理業務にあたっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “泊まって くつろいで アートする” をスローガンに施設 の特性を活かした県民サービスの提供</li> <li>・ 事業実施により得られた余剰金を、芸術の家の管理運営を行 う中で、青少年育成事業の推進のための原資として活用 利用承認及び利用料金等に関する業務</li> <li>・ 気軽な施設利用のため、現行の料金に近い料金を設定</li> <li>・ 宿泊室について、通常期、繁忙期及び閑散期に分けた料金設 定と県内在住・在勤・在学者の優遇</li> </ul> <p>事業実施に関する業務、地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工房体験事業で木工加工機械の技能講習を修了した技術者を 配置し利用者の安全を確保</li> <li>・ ホームページ上に「芸術の家WEB美術館」を開設し、工房利 用者の作品を公開</li> <li>・ 宿泊体験型の施設を活かしたメニューや季節毎に楽しめるメ ニュー、学校等の体験者にあった工房体験メニューの提供</li> <li>・ 学校等の団体からの、芸術鑑賞会やアウトリーチ事業等の相 談に応じるコーディネート機能の開発と提供</li> <li>・ 職場見学や職業体験の受入れやインターンシップ制度の整備</li> <li>・ 工房体験事業で、経費節減により利用者負担金を増額せず、 当該事業実施における指定管理料を不要に</li> <li>・ 地域の団体等と提携した、出張ワークショップの実施</li> <li>・ 地域芸術家等と企画段階から協働したワークショップの実施 利用者への対応</li> <li>・ 学校の春休み期間中の休館日や日曜と祝日の間の臨時開館 安全管理</li> <li>・ 指定管理者としてAEDを設置</li> </ul> <p>(管理経費の節減等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案された指定管理料 119,655千円(5年間平均)</li> <li>(県が提示した参考価格からの節減率 4.8%)</li> </ul> <p>(団体の業務遂行能力について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤野芸術の家の職務経験者を雇用予定</li> <li>・ 前指定管理者の業務を引継ぎ、これまでの経験・知識を生か した管理運営の実施</li> </ul>
	審査講評	<p>指定管理者としての基本姿勢や、これまで当該施設を運営して きた団体のノウハウ及び人材を継承した実施事業の安定感、提案 された指定管理料の節減率を総合的に判断し、最も優秀な提案者 とした。</p> <p>ただし、全体的に保守的な面が感じられることから、今後は、 より自立的な意識を持ってオリジナリティーを出し、質の高い住 民サービスを提供するという意味での経営努力、広報の充実等に つき、更なる工夫を期待する。</p>

<p>芸術の家活性化プロジェクト</p>	<p>提案の概要</p>	<p>(利用者サービスの向上について)</p> <p>指定管理業務にあたっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “ Art - Nestrium藤野 ” ( ArtとNest ( 巢 ) を組み合わせた造語 ) をコンセプトに、利用者満足度向上と地域の住民等との連携を図る</li> <li>・ 利用料金の収入増計画のうち、50%を施設設備の充実等の積立に充当</li> </ul> <p>適切な管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理期間中及び指定管理期間以降を見通した中期補修・修繕計画の立案</li> </ul> <p>利用承認及び利用料金等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の児童・青少年の健全な育成に寄与している団体等に対する減免</li> <li>・ 宿泊室について、通常期、繁忙期及び閑散期に分けた料金設定と県内在住・在勤・在学者の優遇</li> </ul> <p>事業実施に関する業務、地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア組織化による事業実施</li> <li>・ グループ構成団体のネットワークを有効活用した事業の実施及びグループ構成団体が開発した産官学連携による各種プログラムの導入 ( 旅いくプログラム、企業の社員研修のための芸術・自然プログラム、大学・専門学校生の芸術サークル合宿、こども絵画ビエンナーレ、シニアの芸術旅行、幼児・小学生の芸術塾、藤野芸術会議、アーティスト・イン・レジデンス事業等 )</li> <li>・ 地域在住芸術家や住民参加型のイベントや講座の実施・運営</li> </ul> <p>利用者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月～11月については月2回の点検日を除き休館日を廃止</li> <li>・ メールマガジンの配信</li> </ul> <p>安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務に則した包括型独自保険への加入</li> </ul> <p>(管理経費の節減等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案された指定管理料 123,567.2千円 ( 5年間平均 )</li> <li>( 県が提示した参考価格からの節減率 1.7% )</li> </ul> <p>(団体の業務遂行能力について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館長の指揮による施設管理と会社全体によるバックアップ体制</li> <li>・ Pマークを取得した代表団体による、個人情報保護体制</li> </ul>
	<p>審査講評</p>	<p>よく練られた、チャレンジ精神にあふれる提案であった。芸術面で、NPOという、これから社会で活躍してゆくであろう団体と組むということにも、好感が持てた。また、地域連携については、未知の部分はあるが、よく調べており、期待を抱かせるころがあった。</p> <p>ただし、提案内容が少し専門的に偏っている感じがあり、実際の利用者は学校や家族連れが多い中、もう少し、ベーシックな部分の提案があれば良かった。また、グループ三者の連携の恒常性につき、多少不安を感じた。</p>

## 9 議事概要（主要論点）

各審査項目の委員会としての評点の決定方法につき協議を行い、次のとおり統一的な方法で行うこととした。

各審査項目の評価につき、申請団体ごとに議論を行う。

の議論後、各委員が面接審査終了時点での各々の評点につき検討を行う。

検討後の各委員の評点の平均を小数点以下四捨五入したものを、委員会の評点とする。

< 審査項目「指定管理者としての基本姿勢」について >

一般社団法人かながわ青少年協会について、「下請的な感じが強く、県に提案するという姿勢に欠ける」、「この審査項目では、指定管理に関する姿勢の理念を評価し、その点は十分満たされていると感じた」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、評点変更はなく、委員会の評点は、委員平均の4点とした。

< 審査項目「施設及び設備の維持管理に関する業務」について >

芸術の家活性化プロジェクトについて、「修繕につき、積立金をしてゆくということはポイントが大きい」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、4点が3人、5点が2人となり、委員会の評点は、委員平均の4点とした。

< 審査項目「事業実施に関する業務」について >

芸術の家活性化プロジェクトについて、「『提案型』ということを考慮し、評価する」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、12点が1人、16点が3人、20点が1人となり、委員会の評点は、委員平均の16点とした。

< 審査項目「日常時の安全管理」及び「緊急時の対応」について >

この項目については、当然満たされているかどうかのポイントであるとの意見があった。

一般社団法人かながわ青少年協会の各委員の評点は、3点が2人、4点が1人、5点が2人、委員会の評点は、委員平均の4点とした。

芸術の家活性化プロジェクトの評点は、3点が1人、4点が3人、5点が1人、委員会の評点は、委員平均の4点とした。

< 審査項目「地域との連携」について >

一般社団法人かながわ青少年協会について、「提案書の中では書かれていたようだが、説明を聞いてもう少し頑張ってもらいたいと感じた」、「地域の農家や郷土芸能ということを含めると少し弱いと感じた」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、2点が1人、3点が3人、5点が1人となり、委員会の評点は、委員平均の3点とした。

< 審査項目「提案額」について >

事務局より提示された評価方法（節減率「0%超～1.1%未満、4点」「1.1%以上2.2%未満、8点」「2.2%以上3.3%未満、12点」「3.3%以上4.4%未満、16点」「4.4%以上、20点」）に従い、委員会としての評点を決定した。

提案書にある5年間分の指定管理料提案額を合算し5で割り返し、1年当たりの平均節減率を算出すると、一般社団法人かながわ青少年協会は4.8%であることから20点、芸術の家活性化プロジェクトは1.7%であることから8点とすることとした。

ただし、複数の委員から、この項目の配点が20点というのは高すぎるという意見があった。

< 審査項目「財政的な能力」について >

一般社団法人かながわ青少年協会について、「設立したばかりの法人であり、過去の財務書類もなく、資産もないので、安定的基盤を有しているかという視点から、極端な判断をした」、「積極性が感じられないのが不安材料である」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、1点が1人、2点が1名、3点が2名、4点が1名となり、委員会の評点は、委員平均の3点とした。

< 審査項目「その他（これまでの実績）」について >

一般社団法人かながわ青少年協会について、「設立したばかりの法人であり、これまでの実績はないということで、極端な点をつけた」、「今運営している団体と事実上の連続性が考えられる」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、評点変更はなく、委員会の評点は、委員平均の3点とした。

芸術の家活性化プロジェクトについて、「実績は絶対的にも相対的にも十分あると思い、高い評価をした」、「実績はあるが、芸術を中心とした施設を運用する経験という点から、少し低い評価をした」との発言があり、各委員が検討を行ったところ、評点変更はなく、委員会の評点は、委員平均の4点とした。